

NOSA Iの建物・農機具共済の契約ルールが 4月1日より新しくなりました。

平成22年4月1日から施行された「保険法」に関連して農業共済の建物・農機具共済にご加入の皆さまに、新しい契約ルールについてご案内いたします。

保険法は、主に保険・共済の利用者の保護を目的に制定された、契約に関する一般的なルールを定めた法律です。NOSA Iは保険法の適用対象外ですが、保険法の規定を一部準用するため、NOSA Iでは、保険法に則した内容となるよう、共済約款や共済規程などの整備・変更を行いました。

新しい契約ルールは、原則として、平成22年4月1日以降にご加入いただいた共済契約に適用されますが、一部の規定は、平成22年3月31日以前にご加入いただいた共済契約にも適用します。

新しい契約ルールのポイント

1. 加入者の皆様の保護を強化致しました。
2. 契約ルールの変更に伴った、新たな手続きは必要ありません。
3. 既にご加入の契約の共済（保障）金額や共済掛金に変更はありません。

新しい契約ルールの主な変更内容

1. ご加入時に告知していただく方法が変わります。
告知については、自発的な申告義務から質問応答義務に変更となり、ご加入いただく際に、加入申込書に記載している「NOSA Iが告知を求めた事項」にお答えいただければよいこととなります。
2. 超過共済（保険）について
加入申し込みの段階で、善意で重過失がなく超過共済となった場合は、その超過部分について「取消しが可能」となりました。
また、責任期間中に共済目的の価額が著しく減少し、超過共済となった場合も同様の取り扱いとなります。
3. 共済金の支払期限に関する規定が設けられます。（建物共済）
（平成22年4月1日以降に発生した事故から適用されます。）
共済金の支払期限について請求手続きが完了（請求書類完備日）してから原則として30日以内に共済金をお支払いいたします。
ただし、NOSA Iが特別な照会や調査が必要な場合（下の表を参照ください。）は、加入者にご通知し、その時期までにお支払いいたします。

●期間を延長する場合の例●

	共済金の支払期限
弁護士法などの法令に基づく照会が必要な場合	180日
警察・消防等の公の機関による捜査・調査結果の照会が必要な場合	180日
医療機関、検査機関などの専門機関による診断、鑑定等の結果の照会が必要な場合	90日
後遺障害の内容・程度を確認するため医療機関による診断、専門機関による審査等の結果の照会が必要な場合	120日
災害救助法が適用された災害の被災地域における調査が必要な場合	60日